

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第100号

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則

京都市里道管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7条第1号に掲げる施設の項中「4, 400」を「4, 100」に、「2, 200」を「620」に改め、同表第7条第2号に掲げる施設の項中「20, 400」を「14, 400」に、「10, 200」を「2, 640」に改め、同表標識の項中「3, 500」を「3, 300」に、「1, 800」を「500」に改め、同表通路の項中「8, 600」を「6, 000」に、「4, 300」を「1, 100」に、「4, 400」を「4, 100」に、「2, 200」を「620」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)